

「食の安全」と国際貿易



国際関係学科 石川 義道

- 連絡先 TEL: 054-264-5112
- ホームページ <https://researchmap.jp/y.ishikawa?lang=ja>



世界貿易機関（WTO）、国際通商法、食の安全、
国際食品規格委員会（CODEX）、国際放射線防護委員会（ICRP）

2018年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで37%である。単純化を恐れずにいえば、我々は普段の食事で約6割を輸入食品から摂取していることになる。ともすれば我々は「国産食品＝安全、輸入食品＝危険」というイメージを抱きがちであるが、実際には食品衛生法で定められる検査・監視を通じて、輸入食品についても国内産品と同様に安全性が確保されている。すなわち食の安全は原産国だけで決まるものではなく、安全な輸入食品もあれば、危険な国産食品も存在するのである。したがって、眞の意味で食の安全を実現するためには、消費者が「国産か否か」に加えて、「安全か否か」という観点から食品を購入・摂取するリテラシーを身につけることが重要となる。このような問題意識から、静岡県内産食品と輸入食品のあらたな「共存」のあり方を模索している。



ゼミで見学に訪れた名古屋税關・清水税關支署（本人撮影）



輸入食品の安全性を確保するための国際・国内ルールのあり方について解説・調査が可能。